

**さいたま市告示第878号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づく特定計量器の定期検査を同法第20条第1項により、指定定期検査機関である一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和8年5月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 検査対象となる特定計量器  
質量計（電気式はかり及びひょう量が500kgを超える機械式はかり）
- 2 区 域  
さいたま市内全域
- 3 期 日  
令和8年7月1日から令和9年3月12日まで
- 4 場 所  
特定計量器の所在場所